

第2章 ごみ処理の現状・課題

1. ごみ排出量・資源化量・最終処分量の推移

平成 17～23 年度における出雲市のごみ排出量・資源化量・最終処分量の推移は、表 1-1、図 1-1、1-2、1-3 のとおりです。

ごみ排出量は、平成 17～23 年度にかけて約 3%減少しました。資源化率については、平成 17 年度から増加し、平成 23 年度には 19.5%となりました。また、最終処分量についても平成 17 年度から徐々に減少し、平成 23 年度で埋立率 14.5%となりました。

しかし、前計画の平成 23 年度目標（斐川地域を除いた数値）は達成することはできませんでした。

表 1-1 ごみ排出量・資源化量・最終処分量の推移

		現況の推移		前計画の H23 年度目標
		H17	H23	
ごみ排出量 (減量化率)	斐川地域 を除く	57,110 t/年 (—)	55,202 t/年 (H17 比 約 3%減)	H17 比 10%減
	斐川地域 を含む	64,344t/年 (—)	62,632 t/年 (H17 比 約 3%減)	—
資源化量 (資源化率)	斐川地域 を除く	10,791 t/年 (18.7%)	10,759 t/年 (19.5%)	30%
	斐川地域 を含む	12,018 t/年 (18.7%)	12,239 t/年 (19.5%)	—
最終処分量 (埋立率)	斐川地域 を除く	9,496 t/年 (16.6%)	8,219 t/年 (14.9%)	—
	斐川地域 を含む	10,381 t/年 (16.1%)	9,104 t/年 (14.5%)	—

ごみ排出量（斐川地域を含む）

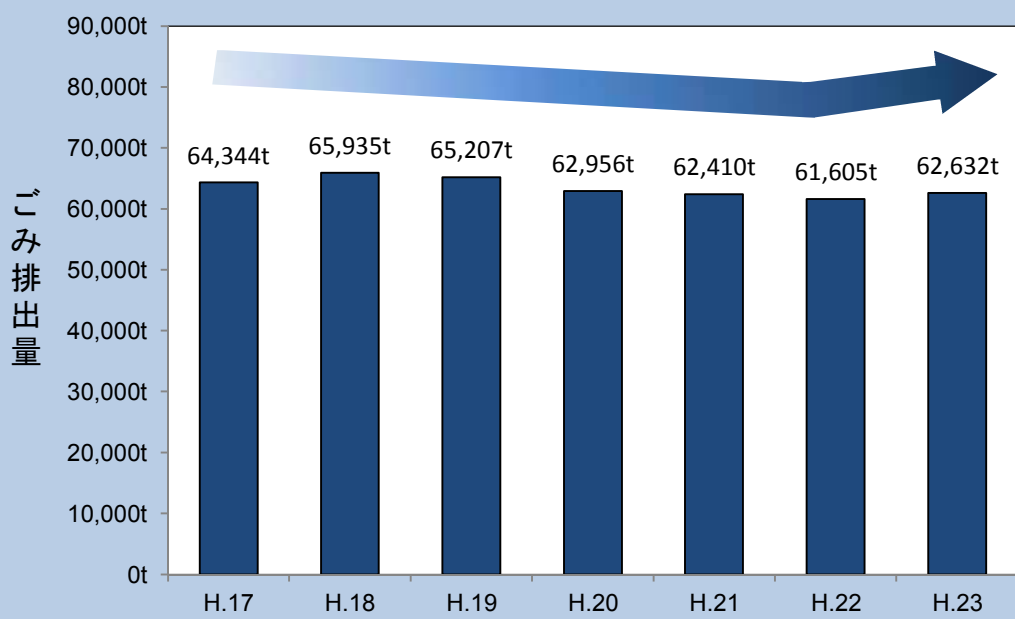


図 1-1 ごみ排出量の推移

資源化量（斐川地域を含む）

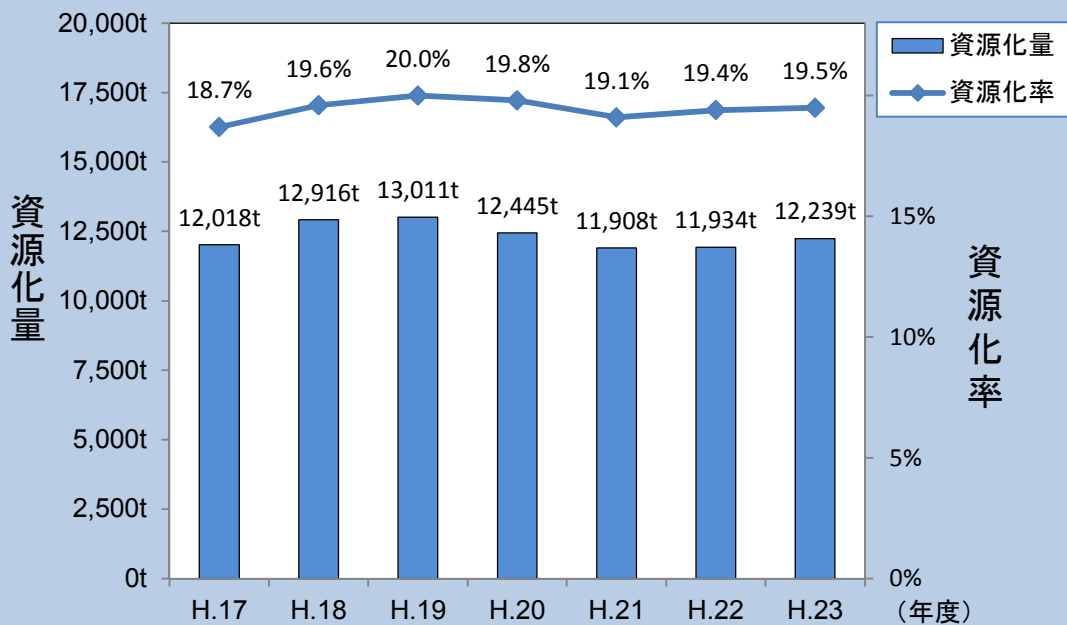


図 1-2 資源化量の推移

最終処分量（斐川地域を含む）

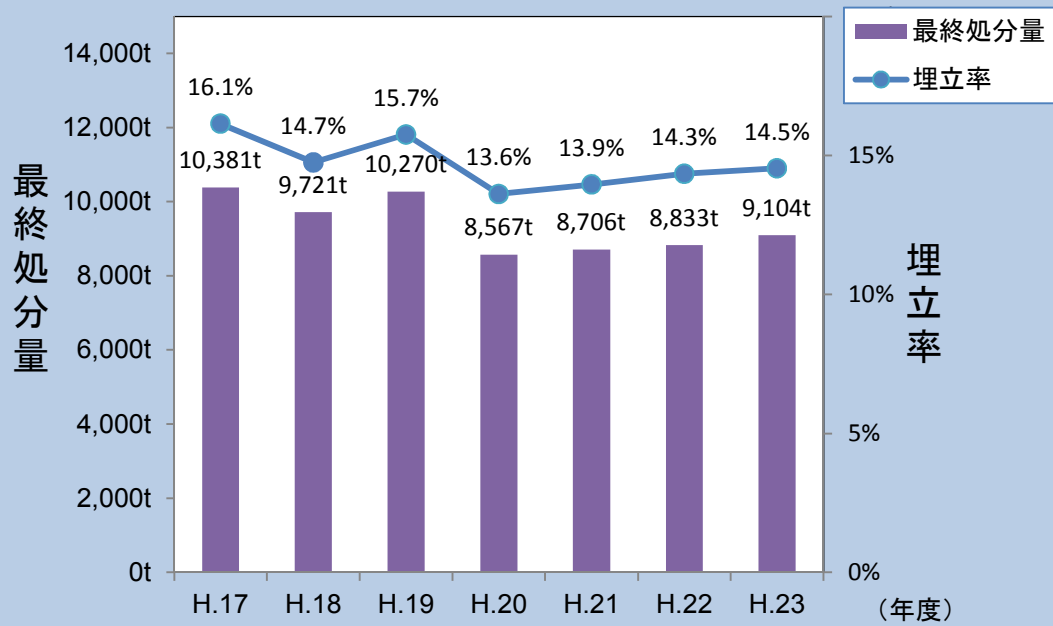


図 1-3 最終処分量の推移



出雲エネルギーセンター

2. ごみ処理に関する課題

これまでの本市のごみ処理・処分の現状を踏まえ、ごみ排出から処理・処分の段階ごとに課題を抽出して以下のとおり整理しました。

(1) 排出に関する事項

- 可燃ごみのなかには新聞・雑誌・雑紙*1・ペットボトル等の資源物が混入しており、分別の徹底を図る必要があります。
- 家庭から排出される生ごみには、水切りが不十分であるものや、賞味期限切れ等「手つかず食品類*2」が相当量あるため、その対策を図る必要があります。
- 埋立ごみに、資源ごみである空きびんが混入しているとともに、また、蛍光管、乾電池の分別が不十分なところがあります。
- 破碎ごみに飲料用空き缶が排出されており、分別徹底が不十分なところがあります。
- 事業系ごみの排出実態があまり明確に把握されておらず、実態把握のための対策を講ずる必要があります。
- 各家庭や事業所で、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直してもらうための広報・啓発活動を徹底する必要があります。
- 対象者を限定した広報・啓発の内容を検討する等、対象者の特性に応じた、きめ細かく分かりやすい情報提供をする必要があります。
- 特に、ごみ減量化・資源化に取り組んでいる市民向けの優遇策等を検討する必要があります。
- 素材として再生利用が可能な「布類・古布」や「小型家電」の分別区分の追加やリサイクルルート等を検討する必要があります。

*1 雑紙とは、資源ごみとして代表的な「新聞・折込チラシ、紙パック、ダンボール」以外の紙類で、菓子箱、食品の外箱、パンフレット、包装紙、封筒、ラップの紙芯等が該当しリサイクルが可能です。ただし、カーボン紙、紙コップ、銀箔の紙パック等はリサイクルできません。

*2 「手つかず食品」とは、腐敗や期限切れ等で手をつけずに廃棄された食料品のこと。

(2) 収集・運搬に関する事項

- 収集方式（分別区分、収集回収、排出方式）の細部が地域によって異なっており、市民サービスの均一化とごみ分別の徹底を図るため、収集方式のあり方について検討が必要です。
- 地域によって、ごみの集積化が図られていないところがあり、集積化を推進する必要があります。
- 現在、市が行うごみ収集の対象に、一部事業所*1（家庭系ごみと同等の内容物）が含まれています。今後、市が行うべき収集対象の範囲について検討を行なう必要があります。
- 高齢化社会の進展や住宅事情の変化等によって、高齢者や障がいのある方で、ごみを集積場まで持ち出すことが困難な人の増加が想定されるため、その対策を検討していく必要があります。

*1 事業所ごみについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条の規定により、事業活動に伴って生じたごみについては、事業所の責任において、適正に処理をしなければならないという原則があります。

(3) 中間処理に関する事項

・【焼却処理】

☆焼却ごみのなかには、他の自治体において資源ごみとなっているプラスチック製容器包装、紙製容器包装*2、衣類・古布等が含まれており、これらの再資源化について検討する必要があります。

☆分別の不徹底により処理不適物が可燃ごみに混入することで、施設稼動状況に影響が出るケースがあることから、今後も引き続き、処理不適物の確認・除去対策を精力的に実施する必要があります。

・【再資源化】

☆資源ごみの多くは、民間事業者処理委託されています。民間委託には経費の節減、民間活力や新しい技術の導入等有利な点もありますが、安定した継続的なリサイクルを実現するためには脆弱な面があります。また市として最終的なリサイクル形態を明確に把握する必要があります。

☆廃食用油の軽油代替燃料化については、技術上の問題から、利用できる車両が限定される等の課題があります。

*2 プラスチック製容器包装、紙製容器包装は、ガラスびんやペットボトルと同様に容器包装リサイクル法によって、これを利用する事業者にはリサイクルの義務があります。なお、商品の容器と包装で、箱、ケース、ボトル、チューブ、シート、袋等があります。

(4) 最終処分に関する事項

- 埋め立て処理されるごみの中には、中間処理施設で処理が困難なもの、災害等に一時的に多量搬入されるごみがあります。最終処分場が使いきりの施設であることを認識し、埋立処分するしか方法のないごみ以外は入れない体制を確立し、最終処分場の延命化を図る必要があります。
- 現在4ヵ所ある最終処分場の残余容量には未だ余裕がありますが、すべての処分場の残余容量がなくなった場合の対策を検討しておく必要があります。
- 新たな最終処分場を設置するには相当の年数が必要であるため、それぞれの処分場の残余容量を見ながら、最終的には1施設に集約する方針で、計画的に整備していく必要があります。

(5) その他の事項

- 現在、市内2ヵ所にある廃止した焼却施設（神西、佐田）は、ダイオキシン類*1による環境汚染の防止及びその除去を進めるため、解体作業のマニュアルに従って安全に、早期に解体する必要があります。また、その跡地利用についても、周辺地域との調整を図りながら有効な利用方法（資源ごみストックヤード等）を検討する必要があります。
- 大規模な水害等災害が発生した場合には、一時に大量の廃棄物が発生し、また、道路の通行不能等によって、平常時の収集・運搬・処分では対応が困難となります。したがって、災害時における廃棄物処理計画（仮置場や広域的な協力的体制等）の検討が必要です。これには、地域防災計画に基づき、市内部および各関係者との調整を図る必要があります。
- 不法投棄、野外焼却等の不適正処理対策として、ポイ捨て禁止条例*2に基づいた環境美化活動の推進や環境保全等に関する啓発活動を推進するとともに、監視・指導を行なう必要があります。

*1 ダイオキシン類は、塩素を含む物質が不完全燃焼したときに発生する物質で催奇形性や発ガン性が指摘されています。

*2 ポイ捨て禁止条例とは、空き缶や吸い殻等ごみのポイ捨てや飼い犬のフンの放置の禁止等について定め、ともに快適な環境づくりを進めることを目的としています。（「飲料容器及び吸い殻等の散乱防止に関する条例」の略称です。）